公益財団法人高知県スポーツ協会表彰規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）が、体育・スポーツの振興に顕著な功績のあった個人、団体を表彰して、その栄誉をたたえるとともに、スポーツの振興を図るため必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第２条　表彰は、高知県内に在住する者（学生の場合は、県外在住者も含む。）及びふるさと選手であって、スポーツマン精神に反しない者を対象とする。

２　転勤、結婚等により、県外に移住した場合は、県内在住期間の大会等を対象とする。

３　前項の規定にかかわらず、別表に掲げるいずれかに該当するもの又は団体については、表彰の対象外とする。

（表彰の種類）

第３条　表彰の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1)　特別功労賞

県の体育・スポーツの普及・振興に特に優れた功績のあった者

(2)　功　労　賞

イ　本会又は本会加盟団体（以下「加盟団体」という。）の役員として、役員経験が 30 年以上あり、県の体育・スポーツの普及振興に永年努力し、その功績が特に顕著な者であって、65 歳以上の者（当該年の物故者を含む。）

ロ　本会会長、副会長、専務理事の役職を 3 期（6 年）以上努め、その功績が特に顕著な者（当該年の物故者を含む。）

(3)　指導育成賞

イ　指導者として永年にわたり（40 歳以上の者で、20 年以上）優秀な選手を育成した指導歴をもち、顕著な功績のあった者（当該年の物故者を含む。）

(4)　最 優 秀 賞

特に優れた競技成績及び競技記録をあげた最も優秀な個人及びチーム並びに団体

(5)　優　秀　賞

競技成績及び競技記録の優秀な個人及びチーム並びに団体

(6)　奨　励　賞

小学生の大会で、競技成績及び競技記録の優秀な個人及びチーム並びに団体

(7)　感　謝　状

本会及び県の体育・スポーツの普及・振興に功績のあった者

２　前項第(4)号から第(6)号のほか、総務委員会において、競技成績及び競技記録の優秀な個人及びチーム並びに団体に特別賞を設けることができる。

３　第１項及び前項のほか、総務委員会において特に必要と認めたときは、新たな賞を設けることができる。

（候補者の推薦）

第４条　候補者の推薦は、本会及び加盟団体が推薦するものとする。

（推 薦 期 日）

第５条　候補者の推薦は、毎年 12 月末日までとする。

2　第3条(4)、(5)及び(6)の候補者の推薦対象大会については、毎年1月から12月までの大会とする。

（表彰の審査）
第6条　表彰の審査は、総務委員会が行う。
2　総務委員会は、第8条の表彰式の期日の1週間前までに会議を開き、受賞者名簿を作成して本会会長に提出するものとする。
3　前項の規定にかかわらず、緊急に表彰の事由が生じ、総務委員会を開催することが困難と認められる場合には、本会会長の専決によって処理することができる。この場合においては、事後に本会理事会で報告するものとする。
4　表彰の審査基準については、別に定める。

（表彰の方法）
第7条　表彰は、表彰物を授与して行う。

（表彰の期日）
第8条　表彰式は、毎年3月上旬に行う。ただし、特別の事情が生じたときは、変更をすることができる。

（規程の改正）
第9条　この規程を改正しようとするときは､本会会長は､あらかじめ総務委員会の意見を聴くものとする。

附　則
1　この規程は、昭和52年6月4日から施行する。
2　この規程の施行と同時に旧規程を廃止する。
3　この規程は、平成5年6月14日から施行する。
4　この規程は、平成13年7月16日から施行する。
5　この規程は、平成15年6月19日から施行する。
6　この規程は、平成19年3月17日から施行する。
7　この規程は、平成22年7月27日から施行する。
8　この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成24年4月1日）から施行する。
9　この規程は、平成25年5月10日から施行する。
10　この規程は、平成28年4月26日から施行する。
11　この規程は、平成30年6月26日から施行する。
12　この規程は、平成31年4月1日（名称変更）から施行する。
13　この規程は、令和2年4月1日から施行する。
14　この規程は、令和6年1月1日から施行する。

（別表）（第2条関係）

(1)　暴力団（高知県暴力団排除条例｛平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。｝第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの。
(2)　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの。
(3)　その代表（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代理者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人｛支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者〈事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む〉をいう｝をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるもの。
(4)　暴力団員等がその事業活動を支配しているもの。
(5)　暴力団員等をその事業に従事させ、又はその事業の補助者として使用しているもの。
(6)　暴力団又は暴力団員等がその運営に実質的に関与しているもの。
(7)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの。
(8)　事業に関し、暴力団又は暴力団員等が運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの。
(9)　自己又はその代表が、自己、その属する団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの。
(10)　自己又はその代表が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
(11)　前各項に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと会長が認めるもの。

公益財団法人高知県スポーツ協会表彰審査基準

優秀賞・奨励賞等区分一覧

区　　分			大　　会　　名	対　象
優秀賞	中学校	1	（公財）日本中学校体育連盟及び中央競技団体主催の全国大会	入　賞
	高等学校等	2	（公財）全国高等学校体育連盟及び中央競技団体主催の全国大会	入　賞
		3	全国高等学校定時制通信制体育大会	優　勝
			全国高等専門学校体育大会	
			全国聾学校体育大会	
	大　学	4	競技別全日本学生（対抗）選手権大会	入　賞
	共　通	5	国民スポーツ大会・競技別全日本選手権大会	入　賞
	国際大会	6	オリンピック・パラリンピック・競技別世界選手権 アジア競技大会・競技別アジア選手権	出　場
			ユニバーシアード・競技別ジュニア世界選手権等	8位以内
	その他	7	・日本スポーツマスターズ（日本スポーツ協会主催） ・その他の全国大会 （実業団/都道府県対抗/教職員/年齢別/競技別マスターズ大会等） ・全国障害者スポーツ大会 ・（公財）日本障がい者スポーツ協会主催の全国大会等	優　勝
	記　録	8	記録が特に優秀なもの（日本新、中学・高校新、年間ランキング上位等）	
奨励賞	小学校	9	競技別全国大会	3位以内
特別賞	共　通	*	推薦区分3欄及び7欄並びに9欄の中で、大会趣旨、参加条件、競技成績（3 位以内）等を考慮し、総務委員会において協議のうえ決定。	
感謝状	共　通	*	本会及び県の体育・スポーツの普及・振興に功績のあった者	

※ 6欄の国際大会とは、国内予選及び選考を経て日本代表選手として出場した大会とする。
※ 特別賞についての表彰は、個人につき、1回限りとする。
※ 入賞とは、大会要項等に記載された表彰の部分を指し、優秀校、優秀選手賞、敢闘賞等は除くものとする。
※ 感謝状における本会とは、公益財団法人高知県スポーツ協会をいう。

◎スポーツ協会表彰推薦書について

・推薦団体は推薦順位をつけてください。
・大会の規模を記載してください。（参加人数、参加資格等）
・各大会（国スポ、高校総体、全中等は除く）について、大会要項・プログラム等を添付してください。